

地方税財源の充実強化について

我が国は、現在、東日本大震災からの復旧・復興、福島第一原発事故の早期収束や除染対策への対応、世界的な金融危機による歴史的な円高など、未曾有の国難に直面しており、また、景気後退による税収減や、少子高齢化の進行による社会保障関係費の増嵩などにより、危機的な地方財政がさらに悪化することが懸念されている。

今後も基礎自治体としての市が、地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、持続的かつ安定的な行財政運営が可能となる地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方一般財源総額の確保

地方財政計画に、社会保障関係費の自然増など増嵩する地方の財政需要を的確に反映することにより、地方交付税を増額し、地方一般財源総額を確保すること。

また、財源不足額については、赤字地方債である臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより必要額を確保すること。

2. 「社会保障・税一体改革」における地方税財源の確保

「社会保障・税一体改革」に当たっては、地方が単独事業を含めた社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税をはじめとする安定的な地方税財源を確保すること。

3. 子どもに対する手当について

平成24年度からの新たな子どもに対する手当は、全国一律の現金給付であることから、財源は全額国費とすること。

また、手当に係るシステム改修については、準備期間を十分確保し、制度改正の周知徹底を図るとともに、それに係る費用については、全額国費で負担すること。

4. 市町村向けの国庫補助金等の一括交付金化について

市町村向けの国庫補助金等の一括交付金化については、年度間によって事業費の変動が大きい等の課題があることから、市町村の意見を十分踏まえ、慎重に検討を行うこと。

また、一括交付金化の対象外となる国庫補助金等についても、使途の拡大や手続きの簡素化を図ること。

以上、決議する。

平成23年11月11日

全国市議会議長会